

日立新庁舎窓口番号案内表示システム設置事業仕様書

この仕様書は、日立新庁舎 1 階に設置する窓口番号案内表示システム（以下「システム」という。）に関し、必要な事項を定める。

1 設置場所

日立新庁舎 1 階フロア（他の公共施設への追加設置については、事業者と日田市が協議して決定する。）

詳細は別紙フロア平面図のとおりとする。

2 運用開始日

市とシステムを設置する事業者（以下「事業者」という。）が協議の上決定する日とする。（平成 29 年 7 月下旬を予定）

3 設置時期

システムの運用に当たり、機器の調整及び操作研修等に要する期間を考慮し、市と事業者が協議の上決定した時期とする。（平成 29 年 4 月下旬から 7 月上旬を予定）

4 事業期間

システムの運用開始日から 10 年間とする。ただし、事業者は、システムの運用開始日前に日田市職員（窓口業務を担当する者）への操作研修及び機器調整を実施すること。

5 システムの使用日時

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

土曜日・日曜日 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

※祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除く。

ただし、祝日が土曜日又は日曜日の場合は使用する。

6 システムの仕様等

(1) 自動発券機

ア 発券機は、タッチパネル式カード発行機（参考品：ビルコン社製番号カード発行機 P C M - 500）とし、台数は 2 台以上の事業者提案事項とする。

イ 発券機の業務区分等については、事業者提案事項とする。

ウ 発券機のモニターには発券年月日、時刻のほか、簡易な文字情報が記

載できること。

エ 受付件数や待ち時間等の統計が取れること。

(2) 番号表示パネル

ア 表示パネルは、番号表示が明瞭で、視認性に優れたもの（参考品：ビルコン社製表示パネルP S-300）とし、台数は11台以上の事業者提案事項とする。

イ 番号呼出時の音声案内及び音量調節機能があること。

(3) 操作モニター

ア 操作モニターは、操作性に優れたもの（参考品：ビルコン社製操作モニターTM-50）とし、台数は22台以上の事業者提案事項とする。

イ 任意で番号の表示及び消去が可能であること。

(4) 番号案内表示モニター

ア 大きさは50インチ以上とし、台数は2台以上の事業者提案事項とする。

イ 番号表示が明瞭で、視認性に優れたものであること。

ウ 番号呼出時の音声案内及び音量調節機能があること。

(5) 市政情報及び広告を掲載するモニター

ア モニターは、番号案内表示モニターに準じるものとし、台数は2台以上の事業者提案事項とする。

イ 音声出力及び音量調節機能があること。

(6) その他の留意事項

ア 省スペース、省電力に配慮した機器を選定すること。

イ 電力は、AC100Vを使用すること。

ウ 機器等の設置に当たっては、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならないようにすること。

エ 機器等の転倒や破損等を防止するなど、来庁者や職員の安全対策を十分に施すこと。

オ 設置工事に当たっては、市の担当部署と協議を行い進めること。また、維持管理、保守、撤去及び設置期間終了後の原状回復においても同様とする。

7 市政情報の広報及び民間企業等の広告

(1) 市政情報の広報

ア 事業者は、日立市が提供する原稿等に基づき、掲載するコンテンツを制作すること。

イ その他、市政情報の広報に関する日立市の要求に可能な限り対応すること。

(2) 民間企業等の広告

ア 事業者は、広告主の募集、決定、広告の制作、掲載、広告主との調整等、民間企業等の広告に係る一切の業務を行うこと。

イ 事業者は、原則として、本社、支社又は営業所が市内に所在する企業等の広告を掲載するよう努めること。

ウ 事業者は、広告審査体制を整備するとともに、広告を制作し掲載する際には日立市広告掲載要綱及び日立市広告掲載基準を遵守すること。

エ 事業者は、制作したコンテンツについて、掲載前に日立市の審査を受けること。

オ 日立市は、広告主及び広告内容が日立市広告掲載要綱等に適合しないと認めるとき又は広告の掲載が適当でないと認めるときは、事業者に対し広告掲載の中止を指示する。この場合において、日立市は、広告主又は事業者に対し賠償の責を負わない。

(3) その他の留意事項

ア 市政情報の広報及び民間企業等の広告の方法は、事業者提案事項とする。

イ コンテンツの制作期間や掲載開始時期等については、日立市と事業者の協議により決定すること。

8 維持管理等

(1) 事業者は、システムの円滑運営に資するため、定期的な点検、清掃等を行うとともに、必要に応じて消耗品の補充を行うこと。

(2) 事業者は、システムに故障や不具合が生じた場合、速やかに点検、修理等の対応が可能な体制を整備すること。

(3) 事業者は、システムを使用する職員に対し、その操作等について研修を行うこと。また、市からの問合せには速やかに対応できる体制を整備すること。

(4) 事業者は、システムの操作マニュアルを作成し、日立市に提出すること。

9 費用負担等

(1) 「6 システムの仕様等」に掲げる機器の設置及び維持管理及び「7 市政情報の広報及び民間企業等の広告」の実施に当たり、日立市は費用を負担しない。事業期間終了後のシステムの撤去及び設置場所の原状回復についても同様とする。

(2) システムによる民間企業等の広告で得られる広告料は、事業者の収入とする。この場合において、その広告主は事業者が募集する。

(3) 事業者は、システムの設置に係る行政財産貸付料及び市政情報等の掲載に係る電気料金を日立市に支払う。

10 その他

この仕様書に定めのない事項については、日立市と事業者との協議の上決定するものとする。